	九	十	
	公共施設等運営権の移転の登録	公共施設等運営権の抹消又は行使の停止若しくはその停止の解除の申請又は嘱託	
ニ　公共施設等の管理者等が公共施設等運営権を設定したことを証する当該公共施設等の管理者等が作成した書面 ホ　公共施設等の立地に係る申請書の記載が当該公共施設等の立地を特定できる程度に明確でないときは、公共施設等の立地を示す図面			
	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員がない場合にあっては、これに代わるべき書面） ハ　公共施設等の管理者等が公共施設等運営権の移転を許可したことを証する当該公共施設等の管理者等が作成した書面	登録原因を証する書面	

	十一	十二	
	抵当権（根抵当権を除く。以下この項において同じ。）の設定の登録	根抵当権の設定の登録	
	イ　令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る事項と同一の事項を除く。） (1)　公共施設等の名称及び立地 (2)　公共施設等の管理者等の名称 (3)　順位事項	イ　令第三十九条第一項第二号から第五号までに掲げる登録事項 ロ　令第三十九条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨	
抵当権に関する登録	登録原因を証する書面	登録原因を証する書面	

	十三	十四	十五
	債権の一部につき代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録	死亡又は解散による登録の抹消	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権の担保する債権の一部を譲渡し、又は抵当権を他の債権の担保とし、若しくは放棄する場合の登録
ニ　一の公共施設等運営権の設定の登録又は二以上の公共施設等運営権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする根抵当権の設定の登録及び前の登録に係る登録を申請するときは、次に掲げる事項 (1)　公共施設等の名称及び立地 (2)　公共施設等の管理者等の名称 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		イ　抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録にあっては、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　根抵当権の処分の登録にあっては、令第三十九条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の設定の登録をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする抵当権の処分の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号） (1)　公共施設等の名称及び立地 (2)　公共施設等の管理者等の名称 (3)　順位事項
当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額	令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面	登録原因を証する書面	